

## 個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています。当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、当組合までお申し出ください。お申し出が無い場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

医療費のお知らせについては、事業所経由で世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。(なお、世帯分をまとめて被保険者本人に通知することに同意されない場合は、下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。)

東京港運健康保険組合 業務課 TEL03-3542-3461